主

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、いずれも単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

なお、刑訴法一八八条の二、一八八条の六により補償すべき費用のうち、被告人 又は弁護人であつた者に対する旅費、日当、宿泊料については、これらの者が公判 準備及び公判期日に出頭した時点を、また、弁護人であつた者に対する報酬につい ては、当該各審級の判決宣告の時点を、それぞれ基準として算定されるべきである とした原審の判断は、正当である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五四年一二月一四日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 江里口清雄

 裁判官
 高 辻 正 己

 裁判官
 環 昌 一